

# 新規就農者育成総合対策

【令和6年度予算概算決定額 12,124 (10,603) 百万円】  
 (令和5年度補正予算額 3,500百万円)

## <対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による**研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート**等の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付**、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、農業者のリ・スキリング機会の充実、就農相談会の開催**等の取組を支援します。

## <政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

## <事業の全体像>



### 1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入**を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

### 2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。
- ③ **雇用元の農業法人等**に対して、資金を交付します。

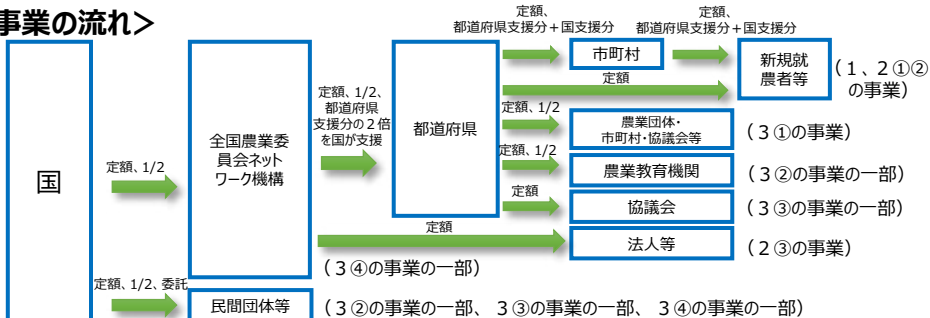
### 3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な**研修農場の整備**、地域における**就農相談員の設置、先輩農業者**による新規就農者への技術面等のサポート、**社会人向け農業研修の実施**等を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 農業者の**リ・スキリング機会の充実**のため、**スマート農業等の新たな技術を学び直す研修**を支援します。
- ④ インターンシップ、就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

### (令和5年度補正予算) 新規就農者確保緊急円滑化対策

就農前後の資金面、就農後の初期投資の促進や教育環境の整備等を支援します。

## <事業の流れ>



### 1. 経営発展への支援

#### 経営発展支援事業※1

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者: 認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)

支援額: 補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)

補助率: 都道府県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 <例> 国1/2, 都道府県1/4, 本人1/4)

### 2. 資金面の支援

#### ① 経営開始資金※3

対象者: 認定新規就農者※4 (就農時49歳以下)

支援額: 12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長3年間

補助率: 国10/10

#### ② 就農準備資金※3

対象者: 研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額: 12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長2年間

補助率: 国10/10

#### ③ 雇用就農資金

対象者: 49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額: 最大60万円/年×最長4年間

補助率: 国10/10

### 3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援

#### ① サポート体制構築事業※1

- ・ 研修農場の整備に必要な機械・施設の導入
- ・ 就農相談員: 資金・生活面等の相談
- ・ 先輩農業者等: 技術・販路確保等の指導
- ・ 社会人が働きながら受講できる研修の実施

#### ② 農業教育高度化事業

- ・ 農業大学校・農業高校等における
- ・ 農業機械・設備等の導入
- ・ 国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・ スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・ 現場実習や出前授業の実施
- ・ 有機農業の専攻・科目の設置や有機JASの取得等

#### ③ 農業者キャリアアップ支援事業

- ・ 都道府県におけるスマート農業や有機農業等の研修モデルの構築・実施

#### ④ 農業人材確保推進事業

- ・ インターンシップ、就農相談会の開催、農業の魅力発信等

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象

※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法(月毎、半年等)は交付主体による選択制